

少数株主の招集する総会における議案要領通知請求権

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 令和2年2月27日
【事件番号】 令和1年（ワ）第24747号
【事件名】 投資主総会決議取消請求事件
【裁判結果】 請求棄却
【参照法令】 会社法297条・298条・305条
【掲載誌】 公刊物未登載
◆ LEX/DB 文献番号 25584668

専修大学教授 木下 崇

事実の概要

投資法人Yの投資主Aは、Yに対して臨時投資主総会の招集を求めたが拒絶された。そこでAは、関東財務局長に対して投資信託法（投信法）90条3項が準用する会社法297条4項に基づき投資主総会の招集許可を申し立て、許可を得たことから、Yの投資主総会を令和元年8月30日に開催する旨公告した（以下、「A総会」という。）。Yは、投資主総会の招集許可決定を受けた旨公表するとともに、A総会と同日に、これとは別の臨時投資主総会を招集する旨、公告した。

Yの投資主であるXは、開催予定日の8週間以上前に、AおよびYに対し、A総会の目的事項に関する提案議案（以下、「X提案議案」という。）の要領を招集通知に記載するよう請求した。また、Yの執行役員Cは、Aに対しA総会の招集通知にX提案議案の要領を記載するよう請求した。ところが、Aが発送したA総会の招集通知には、X提案議案の要領は記載されていなかった。

判決の要旨

(1) 招集投資主を名宛人とする議案要領通知請求に基づく同通知義務について

「会社法305条1項が定める議案要領通知請求権は、株主総会に先立って他の株主に対して株主提案の議案の要領を通知し、又は招集通知に記載させて知らせることにより、株主総会における意思決定につき株主にイニシアティブを与え、取締役や他の株主に対して、株主の意見や希望を開示し、訴えかける機会を与えるものである。そして、

同請求権は、会議体の一員に本来当然認められる議案提案権（同法304条）とは異なり、同法305条1項の規定により政策的に認められる株主権であると解され、立法過程においても、通常の株主総会を念頭において議論がされたものであった。

そして、同項は、文言上明確に、議案要領通知請求の名宛人を『取締役』に限定しているところ、株主が裁判所の許可を得て株主総会を招集することができるとする同法297条4項の場合については、同法298条1項柱書の括弧書において、『取締役』を招集株主と読み替える規定を同項、2項及び同法299条から303条までと明確に規定しており、議案要領通知請求権を定める同法305条1項については、読替えの対象から除外している。その上、……325条の4第4項は、少数株主による会社に対する議案要領通知請求権に関し、会社に電子提供措置（同条の2）を求めることができる規定しているものの、株主招集総会の場合に招集株主に電子提供措置を求めることは困難であるから、同改正規定においても、株主招集総会において他の株主による招集株主に対する議案要領通知請求権が認められることは前提にされていないといわざるを得ない。

このような条文構造等を踏まえれば、会社法は、株主招集総会について、同法305条1項に規定する他の株主による招集株主に対する議案要領通知請求権を認めないこととしていると解するのが相当である。」

(2) 執行役員を名宛人とする議案要領通知請求に基づく招集投資主の通知義務について

「会社法は、株主招集総会について、少数株主

が取締役に対して議案要領通知請求が可能であるとの規定を明示に設けていない。加えて、取締役は議案要領通知請求がされた場合に、名宛人でもない招集株主が議案要領通知義務を負う根拠となる規定や、取締役に対してされた請求に基づいて招集株主が通知を実施する手続規定も設けられていない。結局、会社法は、そのような招集株主の義務を予定していないものと解される。

したがって、会社法上、少数株主が株主招集総会において取締役に対して議案要領通知請求を行うことにより、招集株主が議案要領通知義務を負うと解することはでき¹⁾ない。

(3) 執行役員招集投資主に対する議案要領通知請求に基づく招集投資主の通知義務について「会社法 298 条 1 項 2 号、5 号、会社法施行規則 63 条 7 号は、株主総会の招集権者である取締役ないし株主招集総会における招集株主が（同法 298 条 1 項柱書括弧書）、議題及び同規則同号に列挙する議題について議案の概要を定めることとしている。しかし、会社法上、株主招集総会において、取締役に議題や議案を提出する権限があることを認める明文の規定はなく、議案要領通知請求権を認める明文の規定もない。」

「そうすると、株主招集総会について、取締役が招集株主に対して議案要領通知請求権を有すると解することはでき²⁾ない。

判例の解説

一 本判決の位置づけ

本件は、少数株主に相当する少数投資主が自力招集した投資主総会について、他の少数投資主が議案通知請求権を行使した場合における招集投資主または役員招集投資主の議案通知義務の有無、役員から議案通知請求を受けた招集投資主の議案通知義務の有無等が争点となった事案である。

本判決は、投信法 94 条 1 項が準用する会社法 305 条 1 項に関して、株主が招集した株主総会（株主招集総会）につき、当該株主（招集株主）に対して、他の株主または会社の取締役が議案要領通知請求権を有すると解することはできないこと、また他の株主が取締役に対して議案要領通知請求を行うことにより、招集株主が議案要領通知義務を負うと解することはできないことを明らかにするものである¹⁾。いずれについても公刊された類例が見

当たらず、詳細に言及する文献も少ないことから、先例としての価値があると思われる。

二 招集株主以外の株主による議案要領通知請求権

1 議案要領通知請求権の立法過程と条文構造

本判決は、株主招集総会において、他の株主による招集株主に対する議案要領通知請求権（会社 305 条 1 項）は認められないとした（要旨 (1)）。平成 17 年改正前商法 232 条ノ 2 においても、議題の提案（1 項）および議案要領通知請求（2 項）は、いずれも取締役に對してなされるべきものとされていることから、株主招集総会では、これらの行使は認められないとの見解も示されていた²⁾。

確かに、会社法 298 条 1 項柱書括弧書が、読替えの対象とする各規定は、株主総会の招集手続に関するものであり、株主による招集という例外的な場面について読み替えることを示すとどまり、305 条につき読替え規定がないことを根拠とできないとの X の主張にも、理由があるかも知れない。

しかし、株主提案権制度は、株主総会の形骸化防止のため、総会における株主の権利を強化する観点から、学説上は従来から認められてきた株主提案権を規定のうえからも明確化するとともに、株主がした提案を株主総会の招集通知および公告に記載するものとして³⁾、昭和 56 年商法改正において、創設されたものである。これにより、株主に株主総会の意思決定につきイニシアティブをとる機会を与え、会社への積極的な発言の機会を与えとする⁴⁾。同様の機能を果たすものとして、少数株主による総会招集請求権の行使がある（平成 17 年改正前商法 237 条、現行会社法 297 条）。しかし、発行済み株式総数の多い会社では持株要件の充足は困難であり、仮に持株要件を充たし、裁判所の招集許可を得られるとしても、総会の開催には多額の費用を要する。これに対して、会社が招集する総会に、株主の提案する議題や議案を付議するのであれば、その費用は少額で足りる。このため、株主提案権や議案要領通知請求権には、少数株主による総会招集請求権の目指す機能を、株主にとってより簡便に代替する意義もある⁵⁾。

このように、議案要領通知請求権は、取締役（会社）が招集する総会を前提としているものと理解され、招集通知に記載させることに意味があると

解されてきた⁶⁾。会社法 305 条は、平成 17 年改正前商法 232 条ノ 2 第 2 項を踏襲するものであり⁷⁾、その趣旨および機能についても同様に解されている⁸⁾。また、議案要領通知請求権には、株主が会社の費用負担で、会日前に、自己の議案を他の株主に知悉させよう点に意義があるとされる⁹⁾。

株主提案権および議案要領通知請求権が制定された背景、読替え規定がないことを根拠とする本判決の判断は、妥当であろう。

2 議案要領通知請求権と電子提供措置制度

本判決は、株主総会資料の電子提供措置に関する規整の存在も理由として挙げる。すなわち、電子提供措置をとる旨の定款の定めがある株式会社の株主が株主提案を行う場合、議案の要領について電子提供措置をとることとなる（会社 325 条の 4 第 4 項）が、電子提供措置を利用することができるのは、「取締役が株主総会（種類株主総会を含む）の招集手続を行うとき」に限定されている（会社 325 条の 2 柱書）。また、読替え規定もない。

確かに、X が主張するように、令和元年会社法改正に向けた議論では、この点が明示的に検討されたことはないようである。しかし、電子提供措置は、株式会社が自社のウェブサイトには株主総会資料を掲載し、株主に対して当該ウェブサイトのアドレス等を書面により通知する方法での運用が念頭に置かれている¹⁰⁾。そうすると、株主が会社のウェブサイトを利用するのは困難であろうし、株主の利用を許諾することも会社の情報セキュリティの観点より適切でないため、株主招集総会の場合には、適用されないと考えられている¹¹⁾。

3 株主招集総会における招集株主の負担と義務

また、本判決は、X の主張に対して、明文規定がない以上、招集株主が株主総会の招集および開催のために必要な範囲を越えて、招集株主が通常の株主総会における取締役と同一の義務を負うと解することはできないことも理由とした。

総会の招集や開催費用は、招集株主の負担であるが、会社にとって有益な費用であったときは、招集株主は会社に対して合理的な額を求償できると解されている（民 702 条）¹²⁾。しかし、一時的な費用負担に耐えられない株主は、招集を断念せざるを得ないことも懸念される。さらに本判決は、その通知に瑕疵があった場合には、招集株主に総会決議の取消しなどの危険を負わせることにもなると指摘する。議案要領通知請求権は、株主総会

の意思決定への関与や、他の株主へのアピールの機会を与えるものであるが、株主招集総会においてもこれを保障するならば、会社に総会招集を拒絶された株主の救済手段である少数株主による総会招集請求権が機能しない危険がある。

他方、招集株主以外の株主は、株主招集総会においても、招集に際して通知された議案と実質的に同一性があると判断される範囲で議案の修正動議提出権があると解されてきた¹³⁾。また、委任状勧誘などの方法により、自らの議案を他の株主に知らせることは可能であろうとされる¹⁴⁾。これらにより、株主総会の意思決定への関与や他の株主にアピールする機会も保障されよう。

三 取締役を名宛人とする議案要領通知請求と招集株主の通知義務

本判決は、少数株主から取締役に對して議案要領通知請求がされた場合には、招集株主は、株主総会の招集者として議案要領通知義務を負うとの X の主張を退けた（要旨 (2)）。

前述の通り、議案要領通知請求権は、取締役が招集する総会を前提として規定されているものと理解されている点に鑑みるならば、特に定めがない限り、名宛人でない招集株主が議案要領通知義務を負うと解するのは、困難であろう。

四 取締役の招集株主に対する議案要領通知請求と招集株主の通知義務

株主招集総会において、取締役は、裁判所から許可を得た議題について株主総会を招集する権限を失うが¹⁵⁾、議案を提出し、議案の要領を招集通知に記載する権限を有するか。本判決は、これを否定した（要旨 (3)）。

この点につき、取締役（会）は、招集株主の議題とは別個の事項を総会の会議の目的である事項として追加できるのみならず、招集株主の議案に対する修正または反対の提案をすることができ、そのために招集株主による招集通知にそれらの事項または議案の要領を記載するよう要求することができるとの見解がある¹⁶⁾。本判決が論拠とする明文規定の不存在は、単に取締役が株主総会を招集することが原則であることによるのであり株主が招集したからといって、会社が議案を提案できなくなることを必ずしも含意するものではないとの反論も考えられる¹⁷⁾。また、費用負担の面

から、議案要領通知に要する費用は、会社に対して前払い、または、償還を請求できると解すれば(民 656 条、649 条、650 条)、招集株主の費用負担は必ずしも大きくないとの指摘もある¹⁸⁾。

これに対しては、会社法 298 条 1 項柱書および同括弧書より、議案を提案する権限は、総会招集者にあると考えることもでき、株主招集総会においては、取締役役に議案を提出する権限、および、それに基づく議案要領通知請求権は認められないとの結論もあり得そうである。

ところで、少数株主による総会招集の請求が形式的要件をみたまならば、権利濫用と認められる場合を除き、裁判所は、これを許可しなければならないとされる¹⁹⁾。また、株主による請求に対して、裁判所は、原則として、代表取締役を呼び出すなどしてその主張をきく機会を設けているという²⁰⁾。株主招集総会は、このような手続を経て、招集され、開催されるものである。取締役が株主からの招集請求に会社側の都合で応じなかったにもかかわらず、このような迂遠な方法をとってまで、取締役側の意見表明の機会を保障する必要があるのかという問題は残るように思われる。

五 むすび

議案要領通知請求権は、先に示した趣旨や目的のもと、創設されたものである。また、議案要領通知請求権は取締役に対して行使されるものとされ、これに関する読替え規定が存在しないことから、株主招集総会においては行使できないと解するのが妥当であろう²¹⁾。加えて、明文規定がない以上、招集株主が株主総会の招集および開催のために必要な範囲を越えて、通常の株主総会における取締役と同一の義務を負うと解することはできないとの判断にも意義がある。

取締役からの議案要領通知請求に対する招集株主の通知義務につき、本判決は、両論を示しつつ、実質的な判断により、結論を導く。確かに、会社法 298 条 1 項、305 条および関連規定の文言解釈は、決定打とはならないように思われる。

なお、少数株主が総会招集を請求してきたときは、それが権利濫用と認められない限り、取締役側はその請求を容れて自ら総会を招集する方が賢明とされる場合が多いとの指摘もある²²⁾。要旨(3)の結論などは、この指摘があてはまる例であろう。

本判決は、少数投資主が自力招集した投資主総

会における事案であるが、投信法が準用する会社法および関連諸規定により解決を図るものである。その解釈は、株式会社に関する事例にも及ぶ。

●—注

- 1) 本件評釈として、弥永真生・ジュリ 1554 号(2021 年) 2 頁。
- 2) 大隅健一郎=今井宏『会社法論 中巻〔第 3 版〕』(有斐閣、1992 年) 37 頁注 2。
- 3) 元木伸『改正会社法逐条解説〔改訂増補版〕』(商事法務研究会、1983 年) 87 頁。
- 4) 前田重行『株主総会制度の研究』(有斐閣、1997 年) 174~175 頁。
- 5) 竹内昭夫(弥永真生補訂)『株式会社法講義』(有斐閣、2001 年) 390 頁。
- 6) 商事法制調査研究会編『第 94 国会 商法等改正審議要録』(ぎょうせい、1981 年) 60~61 頁、森本滋『会社法〔第 2 版〕』(有信堂、1995 年) 198 頁。
- 7) 酒巻俊雄ほか編『逐条解説会社法 第 4 巻』(中央経済社、2008 年) 113 頁〔潘阿憲〕。
- 8) 青竹正一『新会社法〔第 5 版〕』(信山社、2021 年) 239 頁。なお、令和元年会社法改正により通知請求できる議案の数が制限されたことによる「株主提案権の趣旨の変容」につき、後藤元「株主提案権に関する規律(とその趣旨)の見直し」別冊商事 454 号(2020 年) 123 頁以下参照。
- 9) 江頭憲治郎『株式会社法〔第 8 版〕』(有斐閣、2021 年) 344 頁。
- 10) 法務省民事局参事官室「会社法制(企業統治関係)の見直しに関する中間試案の補足説明」別冊商事 447 号(2020 年) 260 頁。
- 11) TMI 総合法律事務所コーポレートプラクティスグループ編著『実務逐条解説 令和元年会社法改正』(商事法務、2021 年) 9 頁。
- 12) 江頭・前掲注 9) 327 頁注 8、田中亘『会社法〔第 3 版〕』(東京大学出版会、2021 年) 165 頁など。
- 13) 加美和照『新訂会社法〔第 10 版〕』(勁草書房、2011 年) 243 頁。
- 14) 弥永・前掲注 1) 3 頁。
- 15) 大隅=今井・前掲注 2) 24 頁、岩原紳作編『会社法コメンタール 7』(商事法務、2013 年) 66 頁〔青竹正一〕、江頭・前掲注 9) 327 頁注 8 など。
- 16) 大隅=今井・前掲注 2) 24 頁。
- 17) 弥永・前掲注 1) 3 頁。
- 18) 弥永・前掲注 1) 3 頁。
- 19) 江頭・前掲注 9) 327 頁注 8。
- 20) 大竹昭彦ほか編『新・類型別会社非訟』(判例タイムズ社、2020 年) 29 頁。
- 21) 田中・前掲注 12) 172 頁コラム 4-12。
- 22) 大隅健一郎=今井宏=小林量『新会社法概説〔第 2 版〕』(有斐閣、2010 年) 143 頁。